

平成28年 3月23日 (水)

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会、福島県政記者クラブ同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、清水・竹中土木・東京パワーテクノロジー特定建設工事共同企業体、同企業体構成員及び白石建設工業株式会社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所

福島環境再生事務所

経理課

課長：前田、補佐：池田

TEL:024-573-7386

除染対策第一課

課長：加藤、室長：宮田

TEL:024-573-7469

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所
1	清水・竹中土木・東京パワーテクノロジー特定建設工事共同企業体	(代表者 清水建設株式会社) 東京都中央区京橋2-16-1
2	清水建設株式会社	東京都中央区京橋2-16-1
3	株式会社竹中土木	東京都江東区新砂1-1-1
4	東京パワーテクノロジー株式会社	東京都江東区豊洲5-5-13
5	白石建設工業株式会社	愛媛県新居浜市久保田町3-9-20

2 指名停止措置期間：平成28年3月23日～平成28年4月22日（1ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

4 事実概要

清水・竹中土木・東京パワーテクノロジー特定建設工事共同企業体（以下、「清水JV」とする。）が請け負っている平成26年度富岡町除染等工事（その2）において、平成26年12月11日、二次下請業者株式会社遠山企画所属作業員が富岡町の住宅除染工事現場でトラックに積まれた砂を下ろす作業中に、誤って外したトラック荷台後方のあおりの落下により、右足甲等を骨折、切り傷等のけがを負う労働災害が発生した。二次下請業者の株式会社遠山企画の現場責任者は故意に労働者死傷病報告書を富岡労働基準監督署へ提出しなかった一方で、実際の災害現場とは異なる現場で被災したとする虚偽の内容での労災保険の請求書を他署に提出した。

本年3月10日、富岡労働基準監督署は株式会社遠山企画現場代理人を労働安全衛生法違反の疑いで福島地方検察庁いわき支部に書類送検した。

同3月14日、清水JV代表者清水建設株式会社土木東京支店執行役員支店長は、富岡労働基準監督署から労働安全衛生法違反による是正勧告書を交付された。

5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知）（以下「要領」という。）別表1第4号及び第7号に該当する。

従って、本件については、1ヶ月の指名停止措置を行うものである。

指名停止等の措置要領別表1第4号

措置要件	期間
(契約違反) 4. 第2号に掲げる場合のほか、自発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上 4ヶ月以内

指名停止等の措置要領別表1第7号

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7. 自発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。	当該認定をした日から2週間以上 4ヶ月以内